

I 災害復旧費の見直しについて

こども家庭庁の設置と災害復旧費の対象施設の再編

こども家庭庁設置法等の施行について（令和5年4月1日付け長官通知）

第1 趣旨

こどもや若者に関する施策については、これまでも待機児童対策、幼児教育・保育の無償化 及び児童虐待防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできたものの、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなどこどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけた。このような危機的な状況を踏まえると、**常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務**である。このため、今般、こども政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、**常にこどもの視点に立った政策を推進するこども家庭庁を設置する**こども家庭庁設置法等を定めることとしたこと。

【災害復旧費における対象施設】

こども家庭庁

移管

文部科学省

- ☐ 幼保連携型認定こども園
(学校教育部分)
- ☐ 幼稚園型認定こども園
(学校教育部分)

- ☐ 認定こども園
- ☐ 保育所
- ☐ 児童福祉施設等
(児童養護施設など)
- ☐ 障害児施設

移管

厚生労働省

- ☐ 幼保連携型認定こども園 (保育部分)
- ☐ 幼稚園型認定こども園 (保育部分)
- ☐ 保育所 (保育所型認定こども園を含む)
- ☐ 児童福祉施設等 (児童養護施設など)
- ☐ 障害児施設

こども家庭庁創設時における 施設災害復旧費と設備災害復旧費

【施設災害復旧費】

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設等の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 **(注)** ・ 小規模保育事業所
- ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設
- ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 助産施設
- ・ 児童家庭支援センター ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所
- ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 障害児施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設及び障害児施設等の災害復旧事業に要する経費

- ※ 災害復旧事業が1件につき80万円以上
(ただし、保育所及び認定こども園は30万円以上)

4. 交付先

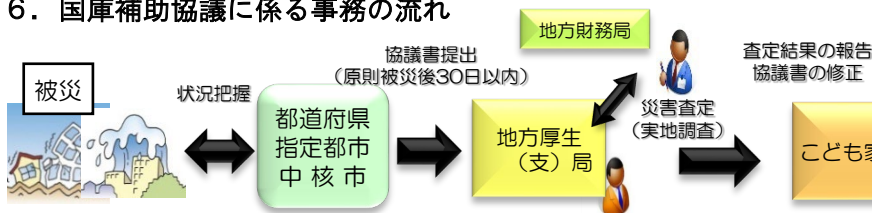
都道府県、指定都市、中核市等

5. 国庫補助率

通常(※) $1/2$ または $1/3$ 等(施設種別により異なる)

- ※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて $1/2 + \alpha$ または $1/3 + \alpha$ となる。
(激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により $1/2 \rightarrow 2/3$ または $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ対象とする。)

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



【設備災害復旧費(激甚災害時のみ)】

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、被災地における施設入所者等の福祉を確保するため、事業再開に必要な設備費等の費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所
- ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設
- ・ 児童心理治療施設 ・ 助産施設 ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設
- ・ 障害児施設 等

3. 補助基準額

- 例 被災した保育所で新たに賃借物件を借りずに事業再開する場合
1施設当たり200万円

4. 補助対象となる経費の例

- ・ 事業再開するために必要となる初期契約費用(礼金、手数料)
- ・ 再開準備費用(机、椅子等、パソコン、プリンタ、電話、ファックス等の初度設備に係る費用 等) 等

5. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

6. 国庫補助率

定額(10/10相当)

(注) こども家庭庁創設時における認定こども園の取扱いに関しては、学校教育部分と保育部分で旧省庁の取り扱いが引き継がれ、同一施設であっても学校教育部分と保育部分で補助対象範囲が異なっていた。

こども家庭庁創設時における 施設災害復旧費と設備災害復旧費

区分	対 象 経 費	認定こども園		保育所等	児童福祉施設等（保育所等以外）	障害児施設
		幼保連携型 幼稚園型	保育所型			
建物	・施設本体 ・施設と一体的な設備	施設災害復旧費（補助上限額：査定額）				
	・借用施設 *設置者が維持管理の責任を有する場合であって、躯体に影響しない工事（内部改修など）	※教育部分に限る	—	—	—	—
土地 外構	・防犯対策として必要な門・フェンスなどの外構	(通常災害) 国 1/2 ➡ (激甚災害) 国 1/2～2/3				
	・園庭などの外構		※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象
	・借用土地 *設置者が維持管理の責任を有する場合	※教育部分に限る	—	—	—	—
設備 備品	・施設と一体的な設備	※査定額：主に3者見積りによる所要額に対して地方厚生局・地方財務局が確認し決定した額				
	・車輛や遊具、教材等の備品台帳に掲載された設備・備品		設備災害復旧費 ※激甚災害の場合			
	・上記以外のもの（消耗品など）	※保育部分に限る	(補助上限額：200万円) ※障害児施設は500万円 定額（国10/10相当）			

近年の災害から見えてきた主な課題（現場の声）

令和7年
7月からの大雨

認定こども園の園庭や外構の復旧について、幼保連携型・幼稚園型認定こども園は補助対象となっているが、保育型認定こども園は補助対象範囲が限定的となっている。

能登
地震

幼保連携型・幼稚園型認定こども園において、借用土地・借用施設の復旧について学校教育部分は補助対象となっているが、保育部分は補助対象外となっている。

線状
降水帯

近年、線状降水帯による大雨、土砂災害などの被害が深刻となっているが、被害の範囲が局地的であり、激甚災害に指定されないことがある。

確認・点検

対象経費

幼保連携型
幼稚園型

保育所等

児童福祉施設等（保育所等以外）

障害児施設

- ・施設本体
- ・施設と一体的な設備

施設災害復旧費

- ・借用施設
- *設置者が維持管理の責任を有する場合であって、躯体に影響しない工事（内部改修など）

Before

補助対象ではあるが重大な支障をきたす場合に限定されていた

土地
外構

- ・防犯対策として必要な門・フェンスなどの外構

・園庭などの外構

※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象

※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象

※地割れ等による
重大な支障を来
す場合に限り対
象

※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象

- ・借用土地

* 設置者が維持管理の責任を有する場合

設備
備品

- ・施設と一体的な設備

・車輛や遊具、教材等の備品台帳
に掲載された設備・備品

設備災害復旧費

- ・上記以外のもの（消耗品など）

「能登地震」で確認された主な課題

能登地震

能登地震	対 象 経 費	認定こども園		保育所等	児童福祉施設等（保育所等以外）	障害児施設
		幼保連携型 幼稚園型	保育所型			
建物	・施設本体 ・施設と一体的な設備	施設災害復旧費				
	・借用施設 *設置者が維持管理の責任を有する場合であって、躯体に影響しない工事（内部改修など）	※教育部分に限る	—	—	—	—
	・防犯対策として必要な門・フェンスなどの外構	Before 補助対象外だった				
土地 外構	・園庭などの	Before 補助対象外だった				
	・借用土地 *設置者が維持管理の責任を有する場合	※教育部分に限る	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	Before 補助対象外だった
設備 備品	・施設と一体的な設備	設備災害復旧費				
	・車輛や遊具、教材等の備品台帳に掲載された設備・備品					
	・上記以外のもの（消耗品など）					

Before

学校教育部分のみ
補助対象だった

施設災害復旧費

Before

補助対象外だった

Before

学校教育部分のみ
補助対象だった

Before

補助対象外だった

設備災害復旧費

「線状降水帯」で確認された主な課題

線状降水帯

線状降水帯

対 象 経 費	認定こども園		保育所等	児童福祉施設等（保育所等以外）	障害児施設
	幼保連携型幼稚園型	保育所型			
建物	施設災害復旧費				
	施設本体 ・施設と一体的な設備				
土地外構	・借用施設 * 設置者が維持管理の責任を有する場合であって、躯体に影響しない工事（内部改修など）				
	・防犯対策として必要な門・フェンスなどの外構				
	・園庭などの外構				
	・借用土地 * 設置者が維持管理の責任を有する場合				
設備備品	・施設と一体的な設備	Before 激甚災害の場合のみ補助対象だった			
	・ <u>車輛や遊具、教材等の備品台帳に掲載された設備・備品</u>				
	・ <u>上記以外のもの（消耗品など）</u>	※保育部分に限る	設備災害復旧費 ※ 激甚災害時の場合のみ （補助上限額：200万円）※障害児施設は500万円 定額（国10/10相当）		

令和8年度以降の災害復旧費の補助対象範囲

区分	対 象 経 費		認定こども園		保育所等	児童福祉施設等（保育所等以外）	障害児施設	
			幼保連携型 幼稚園型	保育所型				
建物	・ 施設本体 ・ 施設と一体的な設備		施設災害復旧費（補助上限額：査定額） （通常災害）国 1/2 ➡ （激甚災害）国 1/2～2/3 ※査定額：主に3者見積りによる所要額に対して地方厚生局・地方財務局が 確認し決定した額					
	・ <u>借用施設</u> * 設置者が維持管理の責任を有する場合 であって、躯体に影響しない工事 （内部改修など）							拡充
土地 外構	・ 防犯対策として必要な門・フェンスなどの外構							
	・ <u>園庭などの外構</u>							拡充
	・ <u>借用土地</u> * 設置者が維持管理の責任を有する場合							拡充
設備 備品	・ 施設と一体的な設備							設備災害復旧費 激甚災害の場合（補助上限額：600万円）※下限額なし 激甚災害以外の場合（補助上限額：450万円）※下限額30万円 拡充 定額（国10/10相当）
	・ <u>車輛や遊具、教材等の 備品台帳に掲載された設備・備品</u>	激甚災害						
		激甚災害 以外						
	・ <u>上記以外のもの（消耗品など）</u>	激甚災害						
		激甚災害 以外						

※借用施設の復旧に当たっては、設置者が維持管理責任を有しない場合には補助対象外となる。

令和8年度以降の災害復旧費の補助対象範囲

After

児童福祉施設等だけではなく、社会福祉施設全体として、同様の見直しにより災害復旧を行なう。

区分	対 象 経 費		認定こども園		保育所等	児童福祉施設等（保育所等以外）	障害児施設
			幼保連携型 幼稚園型	保育所型			
建物	・ 施設本体 ・ 施設と一体的な設備		施設災害復旧費（補助上限額：査定額） （通常災害）国 1 / 2 ➡ （激甚災害）国 1 / 2 ～ 2 / 3 ※査定額：主に3者見積りによる所要額に対して地方厚生局・地方財務局が確認し決定した額 After どの施設種別でも 借用施設 借用土地 園庭などの外構 のいずれも補助対象				
	・ 借用施設 * 設置者が維持管理の責任を有する場合 であって、躯体に影響しない工事 （内部改修など）						
土地 外構	・ 防犯対策として必要な門・フェンスなどの外構						
	・ 園庭などの外構						
	・ 借用土地 * 設置者が維持管理の責任を有する場合						
設備 備品	・ 施設と一体的な設備						
	・ 車輛や遊具、教材等の備品台帳に掲載された設備・備品	激甚災害					
		激甚災害以外					
	・ 上記以外のもの（消耗品など）	激甚災害					
		激甚災害以外					
			設備災害復旧費 激甚災害の場合 （補助上限額：600万円） ※下限額なし 激甚災害以外の場合（補助上限額：450万円） ※下限額30万円 定額（国10/10相当） After 激甚災害以外でも補助対象 Plus 物価高騰等を踏まえた補助単価の引上げ				

After

どの施設種別でも
借用施設
借用土地
園庭などの外構
のいずれも補助対象

After

激甚災害以外でも
補助対象

Plus

物価高騰等を
踏まえた補助単価
の引上げ

※借用施設の復旧に当たっては、設置者が維持管理責任を有しない場合には補助対象外となる。

幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における 設備災害復旧費での財政支援に移行することのメリット

メリット(通常災害への適用拡大)

【設備災害復旧費の大きな見直しポイント】

⇒ 激甚災害以外（通常災害）においても補助対象となるよう改善

⇒ 補助基準額の大幅な引き上げを実施

・ 査定不要

⇒ 地方厚生局・地方財務局による災害査定を受けることなく速やかに補助金の申請が可能
[迅速な交付申請が可能]

・ 備品台帳掲載の要否は問わない

⇒ 施設災害復旧では、備品台帳へ掲載している物品を復旧対象としているが、設備災害復旧で対応することで、備品台帳の掲載の要否は問わない
[領収書や被害状況の写真等を証拠書類として補助金を申請する]

・ 法人負担なし

⇒ 施設災害復旧は、法人の自己負担（1/4）があるが、設備災害復旧は全額国庫負担のため法人負担がない

区分	対 象 経 費	認定こども園		保育所等	児童福祉施設等（保育所等以外）	障害児施設
		幼保連携型 幼稚園型	保育所型			
建物	・ 施設本体 ・ 施設と一体的な設備					
	・ 借用施設 * 設置者が維持管理の責任を有する場合であって、躯体に影響しない工事（内部改修など）					
土地 外構	・ 防犯対策として必要な門・フェ					
	施設災害復旧費から設備災害復旧費での財政支援に移行する	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	
		—	—	—	—	
設備 備品	・ 施設と一体的な設備					
	・ 車輛や遊具、教材等の備品台帳に掲載された設備・備品					
	・ 上記以外のもの（消耗品など）	※保育部分に限る				

施設災害復旧費から
設備災害復旧費での財政
支援に移行する

Ⅱ 災害復旧費の手続きについて

Q 被災にあったときに施設の復旧に使える補助金は？

- A 被災した建物の復旧には「児童福祉施設等災害復旧費補助金」が活用できます。
また、事務用品や備品の購入などの費用を補助する「児童福祉施設等設備災害復旧費補助金」を活用できます。

児童福祉施設等災害復旧費

<補助の対象となる主な費用>

- ・建物本体及び施設と一体的な設備など
- ・建物と一体として復旧する必要がある門、囲障、給排水施設など
- ・園庭などの土地

<補助上限額>

査定額

<国庫補助率>

通常 1/2 または 1/3 等

激甚災害（※） 1/2～2/3

（施設種別により異なる）

※ 激甚災害時は被害額等に応じて補助率の嵩上げがあります。

児童福祉施設等設備災害復旧費

<補助の対象となる主な費用>

事業再開するために必要となる

- ・事務用品や机、椅子、パソコン、プリンタ、遊具、教材などの備品に係る費用
- ・事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
- ・その他事業再開に必要な初度経費（床上浸水後の清掃・消毒等）

など

<補助上限額>

激甚災害 600万円（下限額なし）

通常災害 450万円（下限額30万円）

<国庫補助率>

定額（10/10相当）

※ 激甚災害の場合の財政支援は、災害ごとに被害状況等を勘案し、別途予算措置した上で対応している。

Q 「施設災害復旧費」の補助金交付までの流れは？

A 基本的に以下の流れとなります。本補助金は都道府県、指定都市、中核市に対して交付しますので、協議に当たっては、管轄の自治体と相談ください。

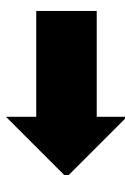
補助金の協議書の提出



被災状況の記録と
見積書の準備



実地調査（査定）



補助金の支払い

- ・ **原則被災後30日以内に提出**が必要です（**大規模災害の場合**には被災後60日以内に延長する場合があります。）。
- ・ 協議書には復旧に要する額（協議額）を記載します。
※ 80万円（保育所及び認定こども園は30万円）以上の被災に限る
- ・ 概算での提出は可能ですが、可能な限り速やかに見積書等の関係書類を準備し、差し替え等をしていただくようお願いします。

- ・ **被災状況を的確に記録するための写真等が必要**となります。
- ・ 協議額を確認するため、**見積書（原則3社）が必要**になります。

- ・ **提出した協議書、見積書、写真等**をもとに、被害の程度を確認し、申請された**復旧工事に必要な工法や費用が適正**なものであるかを現地で確認します。
- ・ **実施調査により決まった査定額により補助**を行うこととなります。
※ 被害の程度に応じて机上査定となる場合があります。

復旧工事完了（※）

- ・ 工事が完了し補助額が確定された後に支払い（精算払い）となります。

※ 復旧工事の着工は協議書提出前・実地調査前でも可能です。ただし、実地調査後に追加で必要な工事が発生した場合であっても、原則として追加工事分は補助の対象とはなりません。

Q 「設備災害復旧費」の補助金交付までの流れは？

A 基本的に以下の流れとなります。本補助金は都道府県、指定都市、中核市に対して交付しますので、協議に当たっては、管轄の自治体と相談ください。

補助金の申請書準備



被災状況の記録と 見積書の準備



- ・ 補助金の申請期限はこども家庭庁から示されますが、補助金を申請する場合には、被災後速やかに自治体へ相談します。

- ・ 被災状況を的確に記録するための写真等が必要となります。
- ・ 申請額を確認するため、見積書（1社）が必要になります。

復旧事業を実施（※）



審査



補助金の支払い



補助金の精算

- ・ 自治体からこども家庭庁あてに交付申請書が提出されます。
- ・ 見積書、写真等をもとに、被害の程度を確認し、申請された復旧事業に必要な費用が適正なものであるかを書面で確認します。

- ・ 復旧事業を実施した年度中に支払い（概算払い）となります。

- ・ 復旧事業を実施した翌年度に保険収入等を含めて精算します。

※ 復旧事業の着手は、補助金の申請・審査を待たず、被災後速やかに実施可能です。

Q 被災を受けたら、まず何をするか？（施設災害復旧費の場合）

A 補助を受けるためには、工事の「見積書」と被害状況を記録するための「写真」が必要。

<見積書>

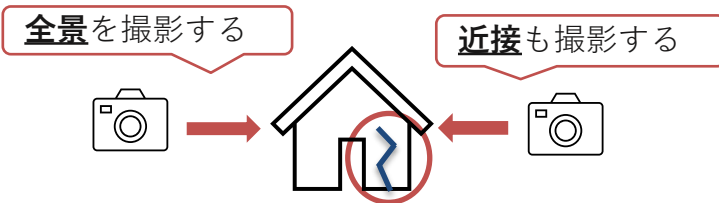
- 施設災害復旧費の補助金協議には、原則として3社の見積書が必要となります。
(なお、大規模災害の場合、必要な見積者数が2社となるなどの簡素化される場合があります。)

<写真>

- 施設災害復旧費の実地調査では、被害の状況を写真を見ながら確認します。
このため、被災箇所の写真は以下の点に注意しつつ、撮影をお願いします。
- 復旧内容に疑義が生じたときに説明できなければ減額査定となる場合もあり得るため（事前着手の場合は写真が主な査定資料となるため特に注意）、可能な限り詳細な写真の準備をお願いします。

被災写真の撮影例（外壁のひびの場合）

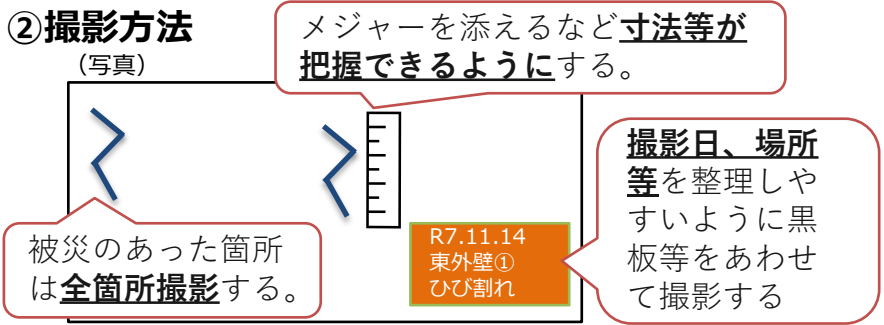
①撮影箇所



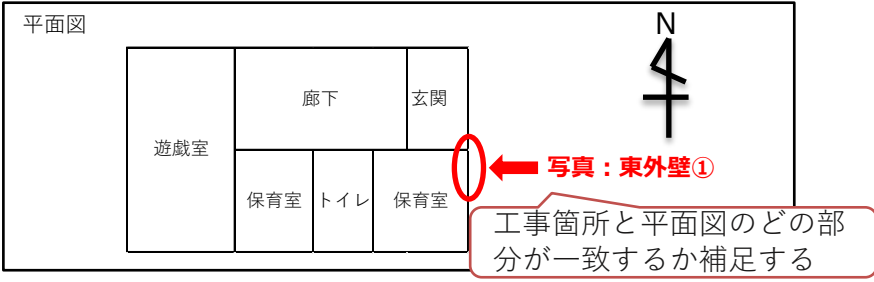
③整理方法

見積書				
名称	数量	単価	金額	備考
修繕工事				工事箇所とどの被災写真が一致するか補足する
外装工事				
壁コンクリート補修	〇㎡	〇円	〇円	写真: 東外壁①
...				

②撮影方法 (写真)



平面図



Q 被災を受けたら、まず何をするか？（設備災害復旧費の場合）

- A 基本的に「施設災害復旧費」の場合と同様、見積書と写真が必要です。なお、見積書は1社で差し支えありません。また、復旧事業完了後の場合には請求書を提出することも可能です。

Q 被災前の施設よりもグレードアップする工事は可能か？

- A 災害復旧は、形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が原則となりますので、原形復旧以上の効用が増加する工事は、自己負担となります。

例えば、免震構造とするなど耐震性強化に要する費用や土地のかさ上げ費用は、原形復旧の範囲を超えるため、補助金の対象とはなりません。自己負担により実施することは可能です。

ただし、被災前の建物が昭和56年以前に建築された等により、建築基準法に定める耐震基準を満たしていなかった場合には、旧耐震基準による復旧ではなく、現行の耐震基準に適合する工事が補助対象となります。（建築基準法に定める基準がない設備や工作物等では認められません。）

また、「原形復旧」が原則となりますので、施設位置の変更は原則として認められませんが、現在地での復旧が不可能、困難、不相当と認められ、移転しての復旧が認められる場合があります。

Q 地震保険等の保険収入があった場合は？

- A 施設が被災したことにより、地震保険等の保険収入が生じた場合には、次の計算式により、総事業費から保険金等収入を控除する必要があります。

「総事業費」－（「保険金等収入」－「査定額」×「自己負担率」）

なお、保険金等収入を控除した結果、補助金の下限額（保育所・認定こども園は30万円）を下回る場合には、補助対象外となります。

また、保険金額が決定しない場合でも申請手続きを進めることができます。

その場合、補助金の交付決定後に保険金額が決定した場合は、補助金の再確定と返還の手続きが必要となります。